

小型除雪機械購入事業費補助金制度

事業の目的

○冬期間に地域住民が自発的に行う市道等の住民の往来を確保するために、自力での除雪が困難なものについて小型除雪機械の購入を支援することにより、安全で安心な交通及び市民生活を確保し、もって地域における生活環境の向上を図る。

補助対象

- 原動機付き小型除雪機械（新品）の購入費用
- ※注1：オプション部品、修理費、燃料費等、維持管理に要する経費は対象外です。
注2：他の補助金との併用はできません。

対象者

- 自治公民館
- 地区コミュニティセンター指定管理者

支給限度額

- 購入経費の1/2補助（上限20万円）

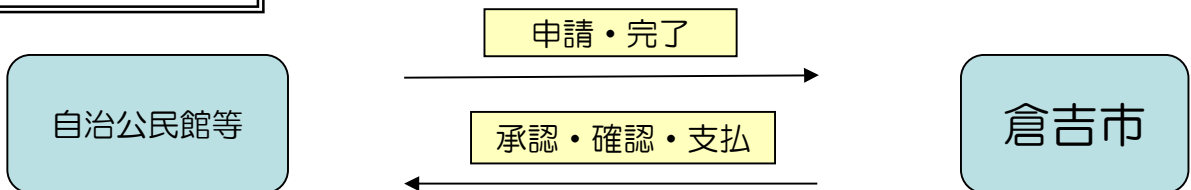
《補助要件等》

- 自治公民館等において、人的な除雪体制が図られていること。
- 購入した小型除雪機械の保管場所の確保など管理体制が確保されていること。

※補助金申請時の関係書類として、カタログ・見積書、保管場所の位置図及び写真が必要です。



事業の流れ



※倉吉市からの承認後に事業実施